

雄武町住民税非課税世帯等臨時給付金(追加分)について

雄武町住民税非課税世帯等臨時給付金(追加分)は、対象となる世帯に対して7万円を支給するものです。

対象となる世帯には、1月下旬に町から書類を郵送していますが、同封した確認書をまだ提出していない人は、お早めに提出願います。

また、申請書による申請手続きも同様の期間となっておりますので、申請忘れがないようご注意ください。

手続き期限  
3月11日(月)まで



福祉給付課社会福祉係



「ほくとくん防犯メール」について

「ほくとくん防犯メール」は、犯罪から身を守るために必要な「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」および「お知らせ情報」を希望者のパソコン、携帯電話などにメールで配信するサービスです。

戸籍謄本等の広域交付制度について

3月1日から戸籍謄本などの広域交付が可能になります。これにより、本籍地が遠方であっても、最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求できます。

広域交付の対象となる戸籍

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・除籍全部事項証明書(除籍謄本)
- ・改製原戸籍謄本

※これ以外の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票などのほか、一部の電子化がされていない戸籍は本籍地での請求のみとなります。

広域交付で戸籍謄本などを請求できる人  
本人およびその配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系親族の人

請求時の本人確認書類

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

※健康保険証や年金手帳などの顔写真のついていない証明書での本人確認はできません。



問住民生活課戸籍住民係

地域の詳しい情報を知りたい人に最適で、現在住んでいる地域のほか、離れて暮らす家族が住んでいる地域など、知りたい地域を警察署単位で複数選択することができます。

登録方法

- ①北海道警察本部ホームページのトップページにある「安全なくらし」をクリックし、ページ内の「ほくとくん防犯メール」をクリック。登録用URLとQRコードが表示されます。
- ②「メニュー」を選んでください。「1」登録・変更する」リンクをクリックし、登録・変更用メールアドレスを入力して送信してください。
- ③「ほくとくん防犯メール登録のご案内」が返信されます。URLをクリックすると登録画面が表示されますので、案内に沿って必要情報を登録してください。

北海道警察ホームページ「ほくとくん防犯メール」  
<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.jp/>

問興部警察署  
 ☎ 0158-82-2110



巨大地震や津波の備えについて

日本海溝・千島海溝沿いでは過去に巨大地震が繰り返し発生して

り、大きな地震の後に、さらに大きな地震が発生した事例もあります。

大きな地震が発生すると、それに続く次の地震「後発地震(こうはつじしん)」の発生の可能性が高まると考えられます。このため、想定震源域でマグニチュード7以上の地震が発生した場合には、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されます。

「後発地震」は必ず発生するとは限りませんが、日頃から地震への備えをしつかりするとともに、この情報が発表されたら、地震への備えの再確認と、念のためすぐに津波から避難できる態勢をとって、次に発生するかもしれない大きな地震に備えるようにしましょう。



↑ 網走地方気象台ホームページ



↑ 内閣府ホームページ

問網走地方気象台  
 ☎ 0152-43-4349



2月9日付

( ) 内は前職

総務課

▼総務課付係長 樋山 隆志  
 (産業振興課水産係長)

産業振興課

▼水産係長 高田 勉  
 (教育振興課社会教育係長)

▼水産係 本村 昂平  
 (財務企画課企画調整係)

3月1日付

健康推進課

▼保健係 高橋 星来  
 [新採用]



きのこの菌予約受付について

雄武町森林組合では「きのこ菌」の予約を受け付けています。

種類

- ・駒菌1瓶(5百駒入り)
- ・種菌1瓶(1千cc入り)
- ・いずれもシイタケ・ナメコ・ヒラタケ・タモギタケの4種類

※原木は、きのこ菌1瓶で90cmの原木16本ほど必要です。原木の数量が少ないため早めに申し込みください。植菌用ドリルは無料で貸し出します。

駒菌、種菌、原木の価格につきましては、森林組合にお問い合わせください。

申込先 雄武町森林組合(新日の出町) 受付期間 3月29日(金)まで

問雄武町森林組合  
 ☎ 0158-84-2036

《シリーズ》ごみの出し方Q&A

環境衛生係から「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問についてお答えします。

質問1 引っ越しによりごみが大量に出ました。ごみステーションに出して良いでしょうか。

回答1 ごみステーションは、地域住民で共有して使用するものです。そのため、引っ越しなどで発生した大量のごみを出してしまうと、ほかの住民がごみステーションを利用できなくなるほか、ごみ収集車に収集ルートのごみが載せきれないなど、日常のごみ収集に大きな支障をきたす恐れがあります。

引っ越しごみに限らず大量のごみを処分する際は、適正に分別のうえ直接ごみ処理施設へ搬入するようお願いいたします。



質問2 ごみ処理施設への搬入方法について教えてください。

回答2 道道美深雄武線の道沿いに旧焼却処理場、その先に最終処分場がありますので、そちらに直接搬入

が可能です。搬入の際は各施設の従業員の指示に従ってください。  
 ※指定袋に入れていない搬入ごみは10kg当たり80円の処理手数料がかかります。  
 受け入れ品目は次のとおりとなっております。

また、粗大ごみにつきましても材質に応じて、該当する受け入れ品目の処理施設へ直接搬入することができます。

- 【旧焼却処理場】  
土・日・年末年始を除く9時～16時まで
- 【焼却処理場】  
土・日・年末年始を除く9時～15時30分まで

環境衛生係では、ごみの出し方についての質問を受け付けています。質問などございましたら、環境衛生係までご連絡ください。

町民一人ひとりの心がけが、ごみの減量化とリサイクル推進につながります。ごみの適切な分別をよろしくお願いたします。

問住民生活課環境衛生係